

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防災管理上必要な措置命令
概 要	消防長又は消防署長は、防災管理者が必要な建築物その他の工作物について防災管理者の行うべき防災管理上の業務が消防法令等又は消防計画に従って行われていないと認めるときは、管理について権原を有する者に対し、当該業務が法令の規定又は消防計画に従って行われるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年 7 月24日法律第186号）第36条第 1 項、第 8 条第 4 項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・ 消防法第36条第 1 項において準用する第 8 条第 4 項 消防長又は消防署長は、第 1 項の規定により同項の防火対象物について同項の防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 ・ 消防法第36条第 1 項 第 8 条から第 8 条の 2 の 3 までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	